

立川市道路占用料等条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

道路法（昭和27年法律第180号）第39条第2項の規定による。

立川市道路占用料等条例の一部を改正する条例

立川市道路占用料等条例（昭和48年立川市条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
占用物件	占用料 単位	占用物件	占用料 単位
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	第1種電柱	1,800円
	第2種電柱	第2種電柱	2,880円
	第3種電柱	第3種電柱	3,960円
	第1種電話柱	第1種電話柱	1本につき1年
	第2種電話柱	第2種電話柱	1本につき1年
	第3種電話柱	第3種電話柱	1本につき1年
	その他の柱類	その他の柱類	140円
	共架電線その他上空に設ける線類	共架電線その他上空に設ける線類	19円
	地下に設ける電線その他の線類	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年
	路上に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	1個につき1年
地下に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	
……略……	……略……	……略……	……略……
その他のもの	その他のもの	その他のもの	占用面積1平方
			2,730円

	メートルにつき 1年		メートルにつき 1年		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	55円	外径が0.07メートル未満のもの	65円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	79円	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	93円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	110円	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	140円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	150円	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	180円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	230円	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	260円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	310円	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	340円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	550円	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	650円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	790円	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	930円	

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例施行の際現に占用の許可をしているものに係る施行日の前日までの期間に相当する占有料の額については、なお従前の例による。

